



- トピックス
- I. ミャンマー 卸売/小売ライセンスに関する新 Notification
 - II. ミャンマー 工場・労働法令調査局への通知実務
 - III. ミャンマー 輸出業の外資開放

2019年
6月26日号
ミャンマー
特集

I. ミャンマー 卸売/小売ライセンスに関する新 Notification

執筆者: 鈴木 健文

昨年より運用が開始された Wholesale/Retail Registration (「卸売小売ライセンス」)に関する新しい告示(2019年5月21日付け 商業省 Notification No. 23/2019 (「新告示」))が先日公布されました。

新告示では、大要以下の事項が定められています。

- 商業省による次の Notification(「旧告示等」)に基づき、輸出入業者登録を得て肥料、種子、殺虫剤、医療機器、建設資材及び農業機械の輸入・販売業を行っている外国企業及び内資・外資合弁企業(「既存卸売小売企業」)は、新告示公布の日から90日以内に、卸売小売ライセンスに関する告示等(商業省 Notification No. 25/2018 及び Announcement No.2/2018(併せて「卸売小売告示等」))に従って登録しなければならない(旧告示等は、全て新告示をもって廃止)。
 - ✓ 商業省 Notification No. 96/2015 (肥料、種子、殺虫剤及び医療機器の輸入販売)
 - ✓ 商業省 Notification No. 11/2016 (上記輸入販売を認める要件の明確化)
 - ✓ 商業省 Notification No. 56/2016 (建設資材の輸入販売)
 - ✓ 商業省 Notification No. 85/2016 (医療機器及び建設資材の HS コードによる明確化)
 - ✓ 商業省 Notification No. 36/2017 (肥料、種子、殺虫剤、医療機器及び建設資材の外資 100%による輸入販売)
 - ✓ 商業省 Notification No. 55/2017 (農業機械の輸入販売)
 - ✓ 商業省 Notification No. 63/2017 (建設資材の対象拡大)
- 既存卸売小売企業も、卸売小売告示等に従わなければならない(卸売小売告示等に定められた)初期投資額を満たしていない場合、登録から5年以内に満たさなければならない。
- 新告示に従わなかった企業は、法令、規則等に従った対応を受ける。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

これにより、曖昧であった旧告示等に従って行われていた肥料、種子、殺虫剤、医療機器、建設資材及び農業機械の輸入販売についても、卸売小売ライセンスに一元化されることになったと考えられ、旧告示等と卸売小売告示等との関係が明確になった点は評価に値するものと思われます。他方、卸売小売告示等の運用上、初期投資額は卸売小売ライセンス申請時にその半額の送金をすることを要しますが、既存卸売小売企業が新告示下において初期投資額をどのような方法で充足するか等、なお不明確な点があり、具体的な運用については慎重な分析・検討が必要になるものと思われます。

Ⅱ. ミャンマー 工場・労働法令調査局への通知実務

執筆者: 鈴木 健文

店舗及び商業施設法では、店舗及び商業施設に関して以下の事項が生じた場合には、当該事項が生じた日から 10 日以内に、関係する工場・労働法令調査局(Factories and Labour Law Inspection Department)の調査官に対して、関係委員会等の許可を添えて通知しなければならないとされています(同法 20 条)。

- 開業したとき
- 移転したとき
- 事業の種別を変更したとき
- 事業を拡大したとき
- オーナーを変更したとき
- 閉鎖したとき
- 従業員を雇用したとき
- 雇用に変更が生じたとき

もともと、店舗及び商業施設法が施行された 2016 年から、かかる通知に関する運用は開始されておらず、実務上も求められていませんでした。

しかし、2018 年に店舗及び商業施設細則が制定され、かかる細則によって上記の通知義務の内容がより明確化されていたところ、近時になって、当局が、当該通知実務について運用を開始したことが確認されました。かかる実務によれば、店舗及び商業施設は、上記の事情が発生するたびに、工場・労働法令調査局に対して通知することが求められるようです。かかる通知義務は、既存の店舗及び商業施設に対しても課せられるようです。

したがって、全ての店舗及び商業施設では、上記の通知義務を遵守することが求められると考えられますのでご注意ください。通知義務を遵守していない場合には、今後の遵守を誓約する使用者の責任者(Managing Director 等)と現場の責任者(General Manager 等)の連名による Undertaking Letter の提出が求められることもあるようです。

Ⅲ. ミャンマー 輸出業の外資開放

執筆者: 鈴木 健文

これまで、自社製造によらない商品の輸出は、外国会社が従事できないと考えられておりましたが、商業省は、2019 年 6 月 6 日付けで、7 つの商品群について、外国会社及び外国会社との合弁会社がミャンマー国内で製造された商品を調達し、これを海外に輸出することを認める Notification(商業省 Notification No. 24/2019)(「本告示」)を公布しました。

¹ 雇用契約書を届け出ているタウンシップの労働事務所とは異なる当局を意味します。

本告示で、外国会社及び外国合弁会社²が輸出を認められるのは、以下の7つの商品群です。

1. 肉、魚
2. 加工済穀物
3. 紙パルプ及び紙
4. 種子
5. 精錬済み鉱石
6. 果物から加工(半加工及び完全加工)された製品(「果物加工品」)
7. 木製家具

各商品群が輸出を認められる条件は、以下のとおりです。

商品群	条件
肉、魚	畜産・獣医局又は漁業局の推薦状を得た上で、輸出許可が必要
加工済穀物	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 加工済穀物は以下の3種類に分類 <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉末加工製品(豆類、トウモロコシ、胡麻等) 2. 食べられる状態に加工された製品 3. 精製・脱穀後の包装済製品 ➢ 食料・医薬管理局(Food and Drug Administration Department)の推薦状等の関連部署の手續に従い、輸出許可が必要 ➢ 米及び破碎米については、以下の特別な条件を満たす必要あり <ul style="list-style-type: none"> ✓ 300万ドルのミャンマー国内銀行への初期投資の証拠提出 ✓ 十分な倉庫を有することの証拠提出 ✓ Myanmar Rice Federationの会員加入
紙パルプ及び紙	輸出許可は不要だが、その他の手續に従う必要あり
種子	種子法及び農業局の手續に従い輸出の承認 ³ が必要
精錬済み鉱石	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 鉱物法における鉱物売買に関する関連局からの鉱物売買許可が必要 ➢ 鉱物局の推薦状を得た上で、輸出許可が必要
果物加工品	食品法及び関連局の手續に従って輸出許可が必要
木製家具	天然資源及び環境保全省の政策に従い Myanmar Timber Enterprise 及び森林局より推薦状を得た上で、輸出許可が必要

具体的な申請手續については規定されておらず、また許可を得られる条件も不明確な点があるため、具体的に手續を進めるためには商業省及び関連省庁との協議が必要と考えられます。



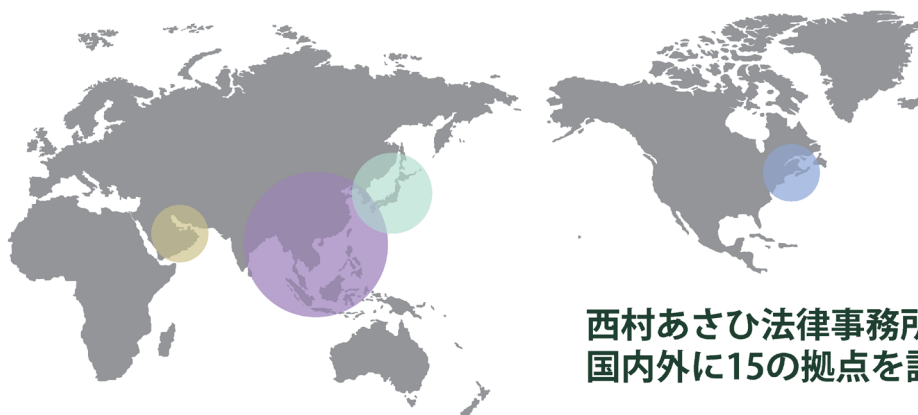
すずき たけふみ
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士
ta_suzuki@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所
で勤務。また、2016年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託(2019年、当該
調査のアップデート調査を受託)。現在は、クロスボーダーの M&A、コーポレート案件に携わるほか、東京・ヤンゴン
の双方でミャンマー法務全般に深く携わっている。

² 本告示では、外国会社、外国合弁会社は定義されていません。

³ 輸出許可を意味するものか文言上不明確です。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*¹

Walangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介

Okada Law Firm (香港)*²

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。